

2002年2月25日 制定
2014年2月 6日 最終改定

会 員 規 程

特定非営利活動法人
日本システム監査人協会

(目的)

第1条 この規定は特定非営利活動法人日本システム監査人協会(以下協会という)定款第2章に規定する会員についての必要な細則を定める。

(入会)

第2条 当協会に入会を希望する個人および団体は、協会ホームページの入会申込のページより、入会申込する。

2 会員種別、会費、入会金は下記とする。

会員種別		年会費	入会金
正会員 個人		10,000円	2,000円
正会員 団体	資本金5億円以上	100,000円	5,000円
	〃 1～5億円未満	50,000円	
	〃 1億円未満	10,000円	
賛助会員 団体		一口 50,000円	5,000円

- 3 協会事務局は、理事会に入会希望者の入会承認を求める。
- 4 協会事務局は、入会が承認された時点で会員番号を通知し、入会金・会費の納入案内をする。
 - (1) 1～6月に入会した場合は、1年分の会費を請求する。
 - (2) 7～12月に入会した場合は、年会費の半分を請求する。
- 5 協会事務局は、入会が承認されなかった場合は、その旨本人に通知する。
- 6 入会申込み後、1ヶ月以内に入会金・会費が未納の場合、理事会は入会の承認を取り消すことができる。
- 7 正会員団体に属する個人が、正会員個人として入会する場合、入会金は免除する。
- 8 正会員個人が正会員団体に種別変更する場合は、正会員個人の入会金との差額を徴収する。
- 9 協会会长は「正会員 個人」で協会に著しい貢献があった会員を名誉会員に推薦することができる。理事会が承認により、名誉会員の入会金、年会費を免除することができる。
- 10 「賛助会員 団体」の入会に当たり、相互の会員になることを前提に、理事会の承認により、当該賛助会員の入会金、年会費を免除することができる。

(会費)

第3条 每年1月1日付で、当該年度(1月～12月)の年会費を請求する。いったん支払われた会費は返却しない。

2 正会員団体が脱会し、当該団体の登録個人が入会する場合、入会金は免除するものとし、すでに納付済みの団体会費は、当該個人の会費に充当することができる。

(会員情報の変更手続き)

第4条 会員に住所・氏名・電話番号・メールアドレス・勤務先などの変更があった場合は、協会ホームページの「会員ログイン画面」から、会員情報変更ページに入力することにより変更連絡する。

(退会)

第5条 退会を希望する会員は、退会届を会長宛に提出して退会することができる。

- 2 退会日までに、会費が未納であった者は会費を納入し、会費振込金受取証等（写し）を添付して、退会届を提出しなければならない。
- 3 会費が未納のまま、退会届を提出し、請求に応じなかった者は、第6条に準じて、除名として処理することができる。

(会費未納による除名処分)

第6条 会費未納が当該年度を超えて1年間続いた場合、理事会は除名処分として処理することができる。

(休会)

第7条 会員は、合理的な理由がある場合、1年度の休会を申し出ることができる。

- 2 休会するときは、理由を付した休会届けを会長宛、提出する。
- 3 休会中は、会費を免除する。
- 4 休会中は、正会員としての権利を行使することはできない。また、会員としてのサービスを受けることはできない。
- 5 休会後、1回を限度として、再度の休会を申し出ることができる。

(復会)

第7条の2 会員は、休会の後、復会を申し出ることができる。

- 2 復会する場合は、協会ホームページの入会申込のページより、コメント欄に「復会」希望と記入して、入会申込する。
- 3 協会事務局は、理事会に復会希望者の承認を求める。
- 4 協会事務局は、復会が承認された時点で、元の会員番号もしくは新しい会員番号を通知し、会費の納入案内をする。
 - (1) 1～6月に復会した場合は、1年分の会費を請求する。
 - (2) 7～12月に復会した場合は、年会費の半分を請求する。
 - (3) 復会者は、入会金を免除される。
- 5 休会者が、復会の手続を行わなかった場合は、第5条に準じて、理事会は退会として処理することができる。

(団体会員)

第8条 団体会員は年会費に応じて、次の会員登録を行うことができる。

- (1) 年会費 100,000円 10人以内
 - (2) 年会費 50,000円 5人以内
 - (3) 年会費 10,000円 1人
- 2 上記会員登録にかかわらず、1人を代表会員とする。

(総会出席の権利)

第9条 総会出席の権利を持つ正会員は次の範囲とする。

- 総会招集通知を行う時点で、正会員であること。
- 2 団体会員の代表会員は、総会での表決権を有する。他の団体登録会員は、総会での表決権を有しない。
 - 3 賛助会員団体は、総会での表決権を有しない。

(義務)

第10条 会員は協会の目的およびシステム監査人倫理規定を遵守し、協会の活動を支援しなければならない。

2 会員は住所、氏名や登録内容に変更が生じた場合、直ちに協会に届け出なければならない。

(会員譲渡の禁止)

第11条 会員として有する権利を第三者に譲渡若しくは使用させたり、売買、担保の設定等に供する等の一切の処分行為はできないものとする。

(私的利用の範囲外の利用禁止)

第12条 会員は、協会が承認をした場合を除き、協会を通じて入手したいかなる情報をも、私的利用の範囲を超えて複製、販売、出版、送信、放送、工業所有権の出願をすることはできず、また、第三者をして使用させることはできない。

----- 改定履歴 -----

- 1 2002年 2月25日 制定
- 2 2006年12月15日 一部改定
- 3 2008年 1月10日 一部改定
- 4 2008年12月 1日 一部改定
- 5 2010年 7月20日 「規定」を「規程」に改定
- 6 2011年12月 9日 一部改定
- 7 2012年10月11日 一部改定 (第6条 入会申込後の会費未納)
- 8 2013年 2月 7日 一部改定 (第3条 会費の単位)
- 9 2014年 2月 6日 一部改定 (第2条 第9条 賛助会員関連)